



中広水第 387 号  
平成31年1月15日

中空知広域水道企業団水道料金審議会会長 様

中空知広域水道企業団  
企業長 前田 康吉



## 水道料金に関する事項の審議について（諮問）

中空知広域水道企業団水道料金審議会条例第2条の規定により、次の事項について諮問します。

### 記

#### 1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について

#### 2 諮問の趣旨

本企业団は、平成18年4月に滝川市・砂川市・歌志内市の3市に奈井江町を加え、用水供給事業から水道事業への運営方法の変更を行い、平成20年4月に中空知広域水道企業団水道料金審議会の答申を受け、3市1町の水道料金を統合して以来、今日まで水道料金については消費税増税に伴う軽微な改定を経つつ、現行の水道料金を継続し、運営を行ってまいりました。

全国的にも人口減少社会が到来する中、老朽化した資産の更新、大規模災害への対応などの課題が叫ばれているところですが、本企业団においても昨年2月に策定した「水道事業経営戦略」において、人口減少等に伴う料金収入の減少など厳しい経営環境の下、今後更新需要のピークを迎える経年化・老朽化資産について、適切かつ計画的に更新を進めることとしたところです。

このような状況の下、将来に渡る安定した事業運営を見据え、財政計画に基づき収益の確保・支出の抑制を講じてもお不足する財源について、水道料金に求めざるを得ず、適正な料金改定が必要と考えております。

つきましては、事業統合以降の経過、企業団における水道事業の現状と将来への投資費用の増加などの状況を踏まえ、本年2月に策定予定の「中空知広域水道企業団水道事業ビジョン」の基本理念である「中空知の未来を守り 育てる広域水道」として、将来に渡って「安全」で「強靱」かつ「持続」可能な事業運営を行っていくため、適正な水道料金のあり方について、多様な視点からご審議いただきたく諮問するものです。